

千葉県報

定例
令和8年8月25日

主要目次

告示	地方自治法に基づく指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更	一
〇	土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一
〇	土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除	一
〇	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一
〇	土地改良区定款の変更認可（二件）	二
公告	令和八年度砂利採取業務主任者試験の実施	二
〇	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	二
〇	特定調達公告	二
〇	入札公告	二

告示

千葉県告示第四百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定により、寄附金（株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する役務を利用して納付されるものに限る。）の納付事務の委託を受ける指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和八年八月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地		納付事務の委託を受けることができる期間	変更年月日
	変更前	変更後		
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目一番一号	東京都港区北青山二丁目一四番四号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和八年七月二十一日

千葉県告示第四百四十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物

質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和八年八月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 印西市大塚二丁目四番一の一部（別図のとおり）
 - 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 当該区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和八年千葉県告示第七十一号（土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和八年八月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定を解除する区域 野田市中里字尾崎境二〇七番三の一部及び字光浄寺三、〇七八番一四の一部（別図のとおり）
 - 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
 - 当該区域において講じられた実施措置 土壤汚染の除去
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百四十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和八年千葉県告示第七十二号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和八年八月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定を解除する区域 野田市中里字尾崎境二〇七番三の一部及び字光浄寺三、〇七八番一四の一部（別図のとおり）
- 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準

第14172号		千 葉 県		報		令和8年8月25日（火曜日）	
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物		三 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去 （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）		千 葉 県 告 示 第 四 百 四 十 四 号		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富津市亀沢土地改良区の定款の変更を令和八年八月十日付けで認可した。 令和八年八月二十五日	
千 葉 県 告 示 第 四 百 四 十 五 号		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、袖ヶ浦市高谷土地改良区の定款の変更を令和八年八月十日付けで認可した。 令和八年八月二十五日		千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		千 葉 県 告 示 第 四 百 四 十 五 号	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、袖ヶ浦市高谷土地改良区の定款の変更を令和八年八月十日付けで認可した。 令和八年八月二十五日		千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		千 葉 県 告 示 第 四 百 四 十 五 号		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、袖ヶ浦市高谷土地改良区の定款の変更を令和八年八月十日付けで認可した。 令和八年八月二十五日	
公 告		令和八年度砂利採取業務主任者試験の実施 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。 令和八年八月二十五日		千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		令和八年度砂利採取業務主任者試験の実施 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。 令和八年八月二十五日	
一 試験日時 令和八年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで		二 試験場所 千葉市中央区長洲一丁目八番一号 ホテルプラザ菜の花		三 受験願書の受付期間等 受験願書の受付期間は令和八年十月一日（木曜日）から十四日（水曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。 なお、郵送による場合は令和八年十月十四日（水曜日）までの消印があるもの、電子申請による場合は同日午後五時までに受信したものに限り有効とする。		四 受験願書の提出先 受験願書の提出先は、千葉県商工労働部産業振興課のホームページ等に掲載する。	
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧 令和八年八月二十五日市原市の変更に係る市原都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。 令和八年八月二十五日		特 定 調 達 公 告		この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年8月25日		千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人	
千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人	